

平成30年

第1回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成30年2月6日

平成30年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成30年2月6日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
〔町 長 行政報告〕
日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
日程第4 議案第1号 平成29年度江差町一般会計補正予算(第12号)について
日程第5 議案第2号 平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第6 議案第3号 平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第7 議案第4号 平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越 東亜夫
副	議	長	小笠原 淳夫
議		員	薄木 晴午
	〃		飯田 隆一
	〃		室井 正行
	〃		萩原 徹
	〃		小梅 洋子
	〃		塚本 眞
	〃		西海谷 望
	〃		若山 明廣
	〃		小野寺 真
	〃		小林 くにこ

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	太田 誠
総務課	長	木村 晃
まちづくり推進課	長	出崎 雄司
財政課	長	斉藤 敏己
税務課	長	安田 克臣
町民福祉課	長	岸田 礼治
健康推進課	長	白鳥 智子
産業振興課	長	大杉 則明
追分観光課	長	尾山 徹
建設水道課	長	岸田 雄治
ひのき荘	長	梅川 年代
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	中川 智
社会教育課	長	大坂 敏文
総務課主幹	幹	竹内 強
まちづくり推進課主幹	主幹	畑 竜哉

(議会事務局)

局	長	清水 直樹
書	記	秋山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成30年第1回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、5番塚本議員、8番室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「町 長」(行政報告)

はじめに、町営住宅南浜町第2団地における火災について、ご報告申し上げます。

昨年12月31日午後6時30分頃、南浜町第2団地で火災が発生し、1戸の内部が全焼、入居者1名が死亡するという痛ましい事故が起きました。

経過等の概要ですが、火災発生元は南浜町第2団地の北側から2棟目の4軒長屋の1番海側の住戸で、午後6時28分に隣の入居者から江差警察署に通報があり、午後6時32分に江差警察署より江差消防署に通報がありました。午後6時40分には放水が開始され、最終的には消防車5台、消防団員も含め75名が出動し、午後7時52分に鎮火に至りました。

出火元に入居されていたのは74歳男性のお一人で、その方は午後6時41分駆けつけた警察官が救出、午後6時51分に道立江差病院へ搬送されましたが、その後一酸化炭素中毒により亡くなられております。

火災が発生した棟は、築50年経過している住宅で、発生元の住戸と隣の方の2戸より入居しておりませんが、1戸が全焼、隣戸の一部も延焼したほか、消火活動のため屋根に4か所ほど穴を開けたため1棟全体が居住不能であることから、隣戸の入居者については他の空き、空き住宅に移転をして頂きました。

以上、南浜町第2団地の火災についての概要を報告させていただきますとともに、亡くなられました故人に対しましては、謹んでお悔やみ申し上げ、心からご冥福をお祈り致します。

次に、介護保険料過誤納還付金の未処理(還付漏れ)について、ご報告申し上げます。

1月16日の議会全員協議会におきましてご報告をさせていただきましたが、改めてご報告をさせていただきます。

保険料の還付に当たりましては、年6期として年金から納めて頂いている特別徴収と、年8期で納めて頂いている普通徴収におきまして、死亡や転出による資格喪失、喪失並びに所得更正や生活保護受給開始等による賦課更正があった場合に、還付事務が発生することとなります。

原則は、事実判明又は確認がなされた段階で、速やかに還付処理を行うものでありますが、資格喪失届等により口座情報を把握している場合には還付手続きをしておりましたが、口座情報を把握していない場合には、調査をすることなく放置していたことで還付事務を怠ったものでございます。

還付事務を怠っていた保険料の額につきましては、平成25年度から平成28年度までの4か年において、普通徴収分で39人、55万6,400円、特別徴収では189人、203万100円となり、

合計では228万、失礼しました。228人、258万6,500円となったものでございまして、担当者が複数年にわたって事務処理を怠慢し、またその状況を組織的に把握出来ず対応出来なかったことによるものであります。

ご迷惑をおかけ、おかけ致しました対象者の皆様に対しましては、1月16日付でお詫び状の発送と同時に、口座情報の把握作業を進めると、進めているところであります。町議会並びに町民の皆様、特に介護保険料を納めて頂いている皆様の信頼を損ねることとなり、多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたことを、重ねて心からお詫び申し上げる次第でございまして、大変申し訳ございませんでした。

町と致しましては、これまでも不適正事務、不適正事務処理の再発防止と課内チェック機能の強化を事ある毎に具体化した取り組みを行って参りましたが、またもこのような事案を発生させ、弁解の余地はございませんが、町民の皆様の信頼回復に向けて、二度とこのような事案を発生させないよう、事案発生の担当課のみならず全課全職員の自覚と、管理監督の徹底及び組織のチェック体制の認識を新たに、再発防止に努めて参ります。

また、職員の処分であります。当該職員に対しまして、対しては減給10パーセント2カ月、上司である課長には減給10パーセント1カ月とし、去る2月1日付けで処分を行ったこと、また、事務の責任者である副町長には厳重注意を言い渡したことを報告させていただきます。

最後になりますが、この度の未還付相当額につきましては、本臨時会での補正予算をお願いし、速やかに還付金の支払業務を進め、2月下旬までには支払業務を終了したいと、して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

始めに、平成29年12月15日、函館市に事務所を置く、第一生命労働組合函館営業職支部様より、かもめ保育園に対し、児童福祉推進のために絵本セットのご寄附がありました。同組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続しており、この間、町内保育所や幼稚園、学童保育所にご寄附を頂いております。

最後に、平成29年12月22日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗、代表取締役、小笠原隆様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。

昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄附頂き、これで寄附総額650万円となり、購入させて頂いた図書数も平成28年度までで1,897冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全、地域全体に重要な存在となっているところでございます。そのため、本臨時会に補正予算として提案して、提案致しております。

以上のご寄附があったことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚意に厚くお礼を申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、でございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成29年12月15日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「建設水道課長」

それでは私の方から説明申し上げます。議案書の2頁をお開きください。

当事者でございますが、甲は江差町長、乙についてはA氏でございます。

事故の概要ですが、平成28年2月14日、甲の管理致します江差町字新栄町126番地先の側溝に転落し、左大、大腿部から下腿部に受傷をしたものでございます。

和解及び損害賠償額の概要でございますが、本件事故の示談金として、69万3,533円の支払い義務があると認め、甲の加入致します全国町村会総合賠償補償保険において、平成29年12月末日限りで乙の口座に振り込む方法により支払ったものでございます。

甲及び乙は上記事故について、今後一切の債権債務がないことを相互に確認し、和解を終えたところでございます。

今後の道路管理、道路の維持管理につきましては、より一層注意を払って参りたいと考えてお

りますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
本案は、議会の委任による専決処分でありますので、以上で報告第1号は終わらせて頂きます。

(議長)

日程第4、議案第1号、平成29年度一般会計補正予算(第12号)について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、でございます。
今回の補正の内容につきましては、北海道地域振興短期派遣負担金など4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,657万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,839万8千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費及び債務負担行為の補正をお願いするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」

それでは私の方からご説明申し上げます。議案書は5頁、予算構成表の方をお開き願いたいと思います。

まず、北海道地域振興短期派遣負担金でございます。北海道から江差町に派遣されている職員の勤勉手当と管理職手当、赴任旅費でございます。追分観光課主幹に係る手当・旅費相当分の負担金となるものでございます。諸手当や赴任手当につきまして、赴任旅費につきましては、協定により一旦道が立替えて支給しますが、最終的に町がその分を道に支払うこととなっているものでございます。補正額は158万4千円、全額一般財源でございます。

次に、ふるさと応援寄附金対策でございます。ふるさと寄附金が当初見込んでいた額に達しており、今後新たな寄附金があった場合、お礼等の、お礼品等の経費が不足することとなることから補正をお願いするものでございます。補正額は1,711万8千円、財源内訳はその他特定財源、寄附金でございますが、それが1千万、残り711万8千円が一般財源でございます。

次に、公営住宅長寿命化対策(町営住宅南ヶ丘第3団地長寿命化改修)でございます。資料1頁となりますので、ご覧頂きたいと思います。当初、30年度の社会資本整備総合交付金の事業として予算要求する予定でしたが、北海道から交付金の枠の関係で、前倒しで実施できないか打診がございまして、29年度事業として補正をお願いするものでございます。内容につきましては、南ヶ丘第3団地3棟12戸の屋根・外壁の改修をするものでございます。補正額は2,777万4千円、国庫支出金が1,006万円、残り1,771万4千円が一般財源でございます。

次に、図書館資料整備でございます。先程、行政報告のございました小笠原様からの寄附金にて図書を購入をするものでございます。補正額は10万円、全額その他特定財源でございます。

補正額合計と致しましては、4,657万6千円、国庫支出金が1,006万円、その他特定財源が1,010万円、一般財源が2,641万6千円となるものでございます。

次に、8頁をお開き願います。第2表の繰越明許費でございます。先程、補正予算をお願い致しました町営住宅南ヶ丘第3団地長寿命化改修でございますが、30年度へ予算の繰越をお願いするものでございます。繰越金額は補正額と同額の2,777万4千円となっております。

続きまして、9頁になります。第3表、債務負担行為でございます。新年度になりましたら、直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となる4月1日の前に入札契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。役場庁舎警備委託など7事業につきまして、記載されている限度額につきまして、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。なお、ひのき荘ボイラー代行運転委託につきましては、4月から9月ま

での6か月間の金額となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

2点お聞きします。ふるさと応援と住宅管理、企画費ですね。2つお聞きします。

まず、最初にふるさと応援ですが、あの、もうちょっと詳しく、詳しくと言いますか、教えてもらいたいのですけれども、目標に到達したと。確かね、新年度予算、当初予算5千万でしたか。当初予算何ぼだったかな。で、それが12月末なのでしょうかね。その到達したという部分と、1年でかかる部分が12月、もし末だとすると、その要因として何、どういう点が江差町として押さえているのか、ちょっと教えて頂きたいなという風に思います。

それから、ちょっとせつかくですので、あの、総務省の方で去年のあれ、4月1日でしたか。全国的にいわば返礼、返礼率というのでしょうか。総務省の場合は返礼割合と違って言い方していますが、マスコミ的には還元率とか、あまりにもちょっと7割だとか、もうどんどんどん激しくなっているということで、総務省の通達、通達ではないですかね。3割以内に抑えなさいと。まあ云々かんぬんってありました。その後、新しい野田総務大臣が出来てまたちょっといろいろ風向き変わりましたが、それはさておいて。今、江差町、ごめんなさい。いわゆる総務省でいう返礼割合、あれ3、ちょっとそれ教えてください。あの、そこら辺の経過も含めてですね。というのが1つ。

それから2つ目、住宅問題ですが、全般的に、とにかく今新しく作っていますけれども、少しでも長寿命化ということで、この間、質疑もさせて頂いておりますが、今般、こういう前倒しということが、ちょっとよく分かりませんが、少しでも今江差町として頑張っている長寿命化計画について、全体的にでも半年、1年というか、これからも含めてですね。今回繰越明許ですけれども、それでもたぶん当初予算につけるよりはきっと工事が早いのでしょうかね。よく分かりませんが、全体的にこういうことも含めて、国の、道の予算付けの中で、江差町が必要とされている町営住宅の長寿命化、全体的な補修等が少しでも早められる、早まるということも含めて、どういう風に捉えているのか。ちょっとそこら辺、ちょっと教えて頂きたいなと思います。まず2つ。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まずあの、小野寺議員からのご質問にお答えします。

まず1点目の、今般あの、5千万円を超えた要因ということですが、29年度からふるさと納税推進員という方を配置しまして、まず46品目から今約70品目位までエントリー商品が増えています。それと、今年から紅ズワイの冷凍物を出したということ。また、昨年に引き続きアワビも前浜のもの出したりしています。それと金額要件でいくと、実はあの、宿泊付きの商品が金額要件では大きくなっています。12月に約ですね、2,200万位の駆け込み特需というものがあまして、5千万を超えたというのが今回でございます。

それと、2点目でございますが、返礼品割合の3割の件ですが、昨年の4月に高市総務大臣の名前で、各自治体に3割以内に抑えるようにという通達がありました。私共もそれを受けまして、8月に事業者の方々を呼びまして、そういう通達がありましたということをまずお伝えしています。それで、3割に収めるかどうかというのは、実は今近隣の自治体と横にらみもしております。先程、小野寺議員申しましたとおり、野田大臣になってからですね、少し風向きが変わってきたような気がします。華美な返礼品は如何と思いつながら江差町の場合は、どちらかという経済が縮小になる中で、日本全国にそのマーケットを拡大することですから、出来るだけ今の割合を堅持していきたいと思っております。以上でございます。

「小野寺議員」

何ぼ位になるのですたっけ、割合。

「まちづくり推進課長」

今は4割の割合で。ならずと4割でございます。はい。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

長寿命化改修の件でございますけれども、長寿命化改修ということで、屋根・外壁の改修、平成25年から南が丘第2団地・第1団地と進めてきまして今回第3団地、着手する訳でございますけれども、社会資本整備交付金を活用して実施している事業でございます、どうしても全道の枠っていうのもございます。他の住宅以外でも道路にしる、他の社会資本整備の交付金でも枠があつて割り落としするリスクもあるってことでございますので、今手を挙げると確実に付くだろうところのその確実性、それから議員おっしゃるとおり、少しでも早く改修した方が住んでいる方のためになると、そういう視点から今回前倒しで補正をお願いするものでございますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

はい、小野寺議員。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

最初、まず、ふるさとの方ですが、分かりました。それで、あと課長あの、なかなか国の通達というのですね、私通達なのかなってさっき言ったのは、いわば最近の国の文書というのほうまで、地方自治法がよく通達的な文章の中に第245条の4(技術的な助言)だということであまり逃げていたというか。だからその、いわゆる通達というのが何程の強制力というのか、その指示の割合がよく分かりませんが、先程の野田さんの部分ですね。それはそれで1つの部分があるのでしょうか。その時に野田新、新っていうか現、総務大臣の時に、これもさっき言った類なのではないけれど、ふるさと納税のさらなる活用についてということで、9月26日にまあ改めて出していますよね。で、ちょっと私分かりませんが、この中でおっつけて総務省の方で、この大臣の談話というか何というか、その後からふるさと納税の活用についてと、さらなる活用についてということで、まあいろいろ方向性が出ております。中見てよく分かりませんが、ふるさと企業化支援プロジェクトだとか、ふるさと移住交流促進プロジェクトだとか、まあ色々なところに方向で、色々考えてほしいということなのかもしれませんが、その場合は総務省でいろいろ上乘せ補助も出しますよってということ、出しています。それはそれとして。江差町として今本当に頑張って、一定程度、まあ4割前後で抑えつつも、江差町の名前、江差の状況も、江差の商品も売り出せるという、それはそれで私伸びる部分は本当に大いに頑張って頂きたいということ、やっぱり活用ですよ。基金。で、今回も積立ということになります、当初色々計画出していますね。活用について。

あの、今現時点でまた改めて国の方で一定の、いわゆる通達的な、野田さんのも含めて、こういう方向性ということもこれからもきっと出てくるのかなと思うのですよね。有効活用。あの、基金が今一般、あの、財政調整基金ですら貯めている自治体に対してああだこうだって言っていますのでね、やはりふるさと基金の積立についても、その時々に応じて有効活用ということは検討しなきゃならないと思っているのですが、どういう風に今、現時点で、江差町として考えているかをお聞きしたいと。

ちょっと待ってください。それから住宅。今の答弁ですと、少しでもこう、前倒し的に早まるのかどうかちょっとそこら辺が、もうちょっと分かればいいかなと思った。まあ難しいのでしょうかね。

それで、もう1つ。せつかくです。議長。あの、ちょっと関連でお許し願いたいのですが、先程行政報告で火災がありました。町営住宅、本当にあの、補修ということは小さい補修も、それから大きい補修もあるでしょうし、ましてや住宅の配置状況によっては柏にしても南、南浜にしても、補修以前に本当に雪が降ったら消防車がどうなのかとかという点では、町営住宅の補修と合わせて、町営住宅の周辺のこともきっちり、その時々、やってかなきゃならないと思っているのですよ。

それで質問として、今この時期、こういう補修も、町営住宅の補修も大事ですが、町営住宅の町営住宅内の除雪・排雪関係も含めて、やはりそれも町営住宅の対策としては、補修と合わせてしっかりと見てかなきゃならないと思うのですが、今この時期、一般国道、町道も、これはちょっと

今日はありませんので、まあ話しはしませんが、少なくとも町営住宅。この部分でお聞きしたいと思うのですが、町営住宅の中、雪大変ですね。これもどういう風にやっているのか。急ぎ対策取らなきゃならないとたくさんあると思うのですが、その点についてちょっとお聞きしたい。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

宜しくお願いします。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員のご質問でございますが、まずふるさと納税でございます。議員おっしゃるとおり、国の方ではふるさと納税は、まずはその返礼品を売り込みながら町を売り込むっていうことのファーストステージはもう終わったと。で、セカンドステージということで、次はもう創業・企業に個人が投資する、或いは移住交流とかたちで何か体験プログラム作りながら、この地域に来てもらって、そういった関係性を築く、そういった人に視点をあてたプロジェクトに今移行するというような方向で進んでおります。

また一方で、目的をしっかりと、あの、周知しながら基金を募りなさいという言い方もされております。そういった工夫は我々もこれからそれらを踏まえて、制度設計をして参りたいなと思っております。

それと基金のことでございますが、実はあの、毎年の予算書にも書かれておりますが、当初予算で5千万組んだら、その5千万の財源はどこにあたってますっていうのは歳入で、の方で説明されております。まちづくり推進交付金。或いは農業・漁業の基盤整備。いろいろな事業に財源、手当として充てられておりますので、あとで予算書もう1回見て頂ければと思います。ありがとうございます。

(議長)

はい、財政課長。

今小野寺議員が質問する関連を含んで、町営住宅内の除雪ってなれば建設課になるのかな。その辺の出来る範囲内で、あの、答弁をお願いします。

はい、「財政課長」。

「財政課長」

まず住宅の改修の前倒しの件でございますけれど、今回は交付金の関係が、で前倒しという形になったという意味合いが強いのでございまして、結局、実施は翌年度に繰り越してになりますので、町営住宅総体の改修が全般的に前倒しになるということではございませんので、その辺はご理解頂きたいと思えます。

それから除雪でございます。これにつきましては、今年は特に例年になく大雪でございまして、団地の方からも電話が来たりしている現状でございます。それにつきましては作業員、それから職員、それから他課の職員や重機などもお借りしながら、例えば昨日でも1日一杯除雪に行ったりしておりまして、そういうような態勢を取りながら極力支障が出ないように対応しているものでございます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、分かりました。それであくまでも今日は土木の除雪費の項目でありませぬので、関連っていうことになりませぬから、ぎりぎり申し訳ないのですが財政課長で恐縮なのですが。

町営住宅といっても、必ずしも本当に町営住宅内の部分もあれば、町営住宅といえば町営住宅だけでも実質的にはその前が町道という点では本当に土木の方とですね、建設の方ときちっと連携取りながら必要性・緊急性を町全体の除雪・排雪の中で財政課としても自分の持ち分、もしくはその関連の部分、これはそういう点では色々なことあると思えます。そちらの管轄の部分で言えば。特に今日のこの補正で言うと、町営住宅ということで質疑させて頂いていますが、それしっかりとあの、担当課、それから金がどうのこうのっていうことになるのだったらきちっと、同じ財政課か。町長・副町長との体制も含め、しっかりとやって頂きたいのですが、その点についてお願い致します。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

町営住宅に絡めたご質問でございますが、ピンポイントで今のこの雪の関係でのあれです。財

政課のみならず、例えば町民福祉課の管理する集会施設や、管財の所管する集会施設のいろいろ行事等入ったりして、玄関の雪かき等含めて、色々関係課の方からは建設水道課の方との連携を密にして、それから限られた人員ではございますけれども、出来る限り全部直営でやればいいということではなくて、外出しをして、先にいわばこの除雪費を先食いしてでも、やらなきゃならない対応の部分はそれぞれの各課と建設水道課が窓口になって連携をして実施してございます。これからもその辺は目配りをしていきたいと、このように思っています。以上です。

(議長)

いいですね。

はい、次「飯田議員」。

「飯田議員」

ただ今の説明を受けました住宅管理費でございますけれども、この円山の住宅につきましては、入居者のお話しの方々を聞くと、色々な外壁ですとか、内部含めてこう、不備な点ありますけれども、特に、湿気がさすという随分そういう声が多いのですね。ただ今の説明ではそういう今回のあの、工事の中身について説明無かったものですから、これはこれで、国庫支出金、道含めて、補助金が間違いなく付くってということで計画の前倒してこと、それはそれで大変結構なことなのですけれど、やはり入っている人方の声をいかに反映して住みやすい住宅にするかっていう点と、この住宅長寿命化計画、これはこれで必要なことだと思うのですよ。ただ、今後やっぱり10年、20年後には相当なこう、人口減少社会を迎えて、民間の一軒家でも相当部分がこれ、現在も空き家が多い訳ですけれども。それらもきちんとやっぱりある程度町営住宅だけじゃなくて、民間の一般住宅も調査をしながら、果たして町営住宅の今後の需要がどうあるのかという、そういう部分の観点も、あの、きちんと把握しながら長寿命化計画を立てているのか。場合によっては、私はあの、スクラップアンドビルドを、もう古くなったものは解体して、町民の方々のニーズが多いような住宅をきちんとやっぱり整備していくって、そういうような姿勢も大事だと思いますけれども、その点につきまして担当課どのように押さえておりますか。2点、質問致します。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

補正の際の説明でちょっとあの、具体的内容説明なくて大変申し訳ございませんでした。屋根と外壁の改修内容でございますが、屋根の方は葺き替え、それから外壁は一部のひび割れの補修をしながら防水の塗装をするという内容になっているものでございます。入居者の意見を聞きながらということでございますけれども、あの、退去後の際に、あの、手直して入居募集する訳ですけれども、そういった際にできるだけ、そういった部分を聞きながら対応していきたいと考え

てございます。

それから民間の空き家等でございますが、当面ですね、町営住宅の管理戸数400戸程ございますが、それらの古い部分の統廃合なり、適正化を図ることが優先的ではないかなと考えてございまして、民間の空き家を公営住宅のように、いわゆる準公営住宅として活用することについては、現時点では考えてございませぬし、長寿命化計画の中にもその辺の部分は盛り込んでないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

あの、そういう趣旨の質問でなくて、民間住宅、公営住宅化ってことじゃなくて、それらも視野に入れながらやっぱり今後の需要動向っていうものをやっぱりきちんと、町営住宅の在り方を含めて探っていくっていう、あの、これはあの、提案なのですからけれども。

それとですね、やっぱり課長。外壁と屋根の葺き替えでね、それであの、押し入れだとかああいうものの湿気は改善出来るのですか。随分入っている方々の声を聞くと、あれやっぱりブロック住宅ですかね。随分湿気がさすっていう声が多いのですよ。とりわけやっぱり特にこういう構造の住宅、町営住宅、あの陣屋団地もそうなのですが、随分湿気がさすっていう苦情がありますよ。その辺のどこ、きちっとやっぱり、押さえて、そしてやっぱり改築していかなければ、せつかくやっぱり屋根も外壁もこれだけの費用をかけて、そういう従来の欠陥が直らないのだったら大した意味はないと思うのです。その辺のところきちんとやっぱり押さえているのかどうか、確認させてください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

湿気につきましては、他の団地でも確かに、新しい陣屋団地とかでも湿気のことにつきましては入居者から苦情と言いますか、そういった意見があるのは承知してございますが、なかなか湿気そのものを抜本的に対策取るっていうことが、なかなか出来ないものでございまして、それにつきましてはちょっとあの、専門家と言いますか、事業者なり、技師なりとちょっと研究というか、勉強と言いますか、どういうことをしていけば湿気対策になるかというのをちょっとあの、引き続き検討していきたいと思っておりますので、お願い致します。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

長寿命化、あの、飯田議員のあの、質問とですね、あの連動して、別に打ち合わせした訳ではないのですけれど、連動してまず聞きたいと思っています。

まず、この資料。課長、議会に出す場合、少なくとも1棟当たり何戸入っているのか。そして入居率がどうなのか。こういう資料を付けなきゃならないのではないですか。ただここだけっていうのはあまりにも粗末な資料でないですか。具体的にいきます。これ今入居率はどうなのか。まず。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

資料については、今後もう少し分かりやすいように検討、あの、精査していきたいと思います。入居率につきましては、3棟12戸のうち11戸入居されているものでございます。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

それであの、飯田議員の質問にもありましたけれど、これ屋根と外壁だけっていう、そういうあの、規定はないですね、長寿命化の。ないですね。社会資本整備総合交付金の中にそういう具体的なもの、公営住宅やる場合には、長寿命化やる場合にはことこの範囲ですよって、そういうのはないですね。それで、あの、軽く断熱削るのも問題、あの、飯田議員に答弁していましたが、結論の一番大きな要素っていうのわかりますか。この時期最も多いのだよ。窓なのです。ね。窓が、あの、断熱サッシになっていないために、アルミの窓でガラスもシングル、薄いガラス、二重になっても結露が1番多く発生するのですよ。確かに、押し入れとかっていうものもあります。それはある程度、居間の開口部の大きい窓をきちっと、ある程度あの、結露対策。つまりペアガラス入れたりすれば、かなり改修される要素はありますよ。

今、飯田議員言ったように、これ少なくともあの、こういう事業やる場合、屋根と形、あの、外壁

だけでなく、これ特別これ屋根と外壁に苦情何かあったのですか。雨漏りしているとか。外壁から雨が入るとか。あったのですか。それに基づいて屋根と外壁やっているのですか。その辺ちょっと明確にちょっと答弁してください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

屋根・外壁の改修でございますけれども、これはあの、長寿命化ということで建物本体、躯体、その屋根とかそういった外壁の部分の工事が対象になるということで認識してございまして、それで屋根と外壁を改修しているものでございます。窓が対象になるかどうかはすみません。大変勉強不足で申し訳ないですが、ちょっと私今、現在では分らないです。

「室井議員」

あのね、課長ね。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

いいですか。勉強不足で分からないっていう答弁、あんたしていいと思っているのですか。それで終わりなのですか。答弁。そんな答弁出来ますか。私、勉強していませんって。私、問題点をはっきり言っているのだよ。だめだよ。私を、そういう風な軽く見たら。私は、ちゃんと分かっているから言っているのだよ、質問しているのだよ、アドバイスしているのだよ。そういうこと、ちゃんとやってもらいたい。ね、関連して言いますよ、じゃあ。そんな、私、何度も公営住宅法のことで、規制緩和なってますね、入居条件、所得制限しかないのだと。あなたは何回も、出来ません、検討しません。なぜ検討出来ないのですか。なぜ検討出来ないのですか。

私は、助役ちょっと待って。私は、1人でも2人でも多く江差町に、の人口を増やすような、そういう政策を、やらなきゃだめだってそういう想いで、ずっとアドバイスしているのだよ。3月議会に向けて、このまま黙っていませんよ。これは町民から皆聞くとおかしいっていうのだよ。検討も何もしないで、そういう曖昧な答弁したらだめだ。助役何か、副町長、あんた答弁しますか。私は細かいこと今ガタガタ言いませんよ。私の質問している内容がだめならだめでもいいですから。ちゃんと明解にしてください。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

あの、財政課長の答弁内容、私あの、上司としてもちょっと、そういう答弁にはちょっと訂正をさせて頂きたい。今日臨時会の開会(正:閉会)までに窓が対象になるかどうか、そういったことをきちっと調べた上で、きちっとご質問に答弁する立場にございますので、その点については精査をさせて頂きたいと、このように思います。あの、もう少しお時間ください。大至急調べます。

それと、先程飯田議員のお話と今室井議員の話を総合しますと、ただ外壁と屋根を修理すればということだけではなくて、入居者の、それぞれ個々には要望が違うかもしれませんが、最低限窓だとかそういったところも含めて、こういう国の交付金を使って本当に対象になるかどうかというのは最低限事務当局としては押さえた中で、どの範囲でやれるのかと、こういう風に私も感じてございます。ただ、今、この場で言える部分はこの事業費をもって、この中で屋根・外壁のみならず、そういった窓ももし対象とするとなるならば、そういったところの部分も、この中で何とかやり切りたいなど、このように思っておりますので、ご理解頂ければと思います。今、大至急調べさせて頂きます。以上です。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、第1号、平成29年度一般会計補正予算(第12号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第2号、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)
「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、先程行政報告させて頂きました介護保険料過誤、失礼しました。介護保険料過年度還付に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ231万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,105万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)
はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)
おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「健康推進課長」

先程、町長の行政報告にもありましたが、この度の介護保険料過誤納還付金の未処理(還付漏れ)の事案につきましては、町民の皆様はじめ、関係者の皆様、議員の皆様にご迷惑をおかけしました。大変申し訳ありませんでした。

このような状況が放置されてしまったこと、未然に防ぐことが出来なかったことは、上司として業務に対するチェック機能を果たしていなかったためでございます。今後、二度とこのようなことがないよう、事務処理体制の見直しとチェック体制の強化をし、町民の皆様の信頼回復に向け、公金を扱っているという自覚を強く持ち、職務に真摯に務めて参ります。

現在の還付事務、還付準備事務の進捗状況でございますが、1月16日の全員協議会終了後、未還付対象者全員にお詫び状と口座情報確認通知をし、現時点で約98パーセントの対象者の口座情報を把握しております。補正後速やかに還付金のご案内を対象者に送付し、2月下旬までには還付が終了出来るよう進めて参ります。

補正について、ご説明致します。議案書17頁をご覧ください。補正予算構成表でご説明致します。諸支出金、第1号被保険者保険料還付、事業名、介護保険料過年度還付(過誤納還付未処理分の還付)で、平成25年度から28年度の介護保険料過誤納未還付に係る必要費用でございます。

4か年の未還付総額は258万6,500円ですが、第1号被保険者保険料還付の当初予算の残額がございますので、補正を必要とする額は231万8千円で、財源は残額一般財源で繰越金を充てるものでございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

あの、補正予算の中身というよりは、今課長もお話しありました前段の町長の行政報告がありましたが、その対策というか対応というか、そっちの方で少しこの補正予算の質疑の中でちょっとお聞きしたいと思います。そういう意味ではこれって総務課長が答えることになるのでしょうかね。ちょっと分かりませんが。

それで、補正の中身そのものは分かりました。問題はその背景的なものということになりますけれども。それで議員協議、全員協議会で資料も含めて、色々説明がありました。特に、全員協議会の中で改善方策ということも含めて、もう出されました。それで、改めてちょっと質問ということでお聞きしますが、江差町としては、我々の知っているところでいうと、前回の全員協議会でも言いましたが、平成でいうと27年のあのときの不適正事務処理検証報告書及び再発防止計画書、たぶんこれが1番現時点で対策ということになっていて、その後これに基づいて順次、適宜、四半期ごととか色々やっているだろうと思うのですが、それで、今回この事案に関して改めて戸別の改善方策、それはそれで健康推進課の方で特にチェックを入れるということになるのでしょうか。まずは、江差町として再発防止計画という点では、改めてこういう点をもう少し強化するとか、こういう点を力を入れていくとかという部分、江差町の再発防止計画という、対策という観点でどういう風に今進めようとしているのか、進めているのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

それではあの、私の方から再発防止の取り組みというところでご答弁させて頂きたいと思えます。先程小野寺議員、27年の再発防止計画、これが最新ではないかということでございましたけれども、実は28年の3月にも、ナンバー2を発行致しまして、再発防止に取り組んできたという状況でございます。そのような中で、今回の庁舎内での取り組みということに関しましては、まず課長会議を招集を致しまして、町長・副町長の方から、事案の概要と職員への再発防止、これらを図るために各課ミーティングを行いなさいというところで、絶対に不祥事を発生させないという気構えの中で、課長の方から職員に対して訓示するよう指示があったところでございます、これにつきましては一部事務組合を含め、全課において実行して参ったところでございます。

また、あの、再発防止計画ではなくてすみません。申し訳ありません。再発防止委員会も開催をさせて頂きまして、事案の点検・検証を行うとともに、担当職員の自覚は当然のことなのでございますが、管理監督の徹底、それと組織のチェック体制の強化、これらを図りながら再発防止に努めていくということを確認した上で、委員長である副町長名で職員に対して、通知もさせて頂いたところでございます。今後につきましても、この再発防止委員会、継続して開催を致しまして、町民の皆さんの信頼を回復するために、再発防止の取り組みの構築を進めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

総務課長、先程ごめんなさい。平成28年の4月の第2弾というかナンバー2、議会か何か議員、全員協議会などで資料って出していたのでしたか。出ていましたか。それで、もしそうであれば、やはりあの、どういう風に変ったかも含めて、この数年間我々としても重大な町政の課題の対策ですので、議会終わった後でも構いませんが、きちっと事務局通して議員に配って欲しいのですよ。それは、まず前段に議長に要請したいと思えます。

それで、質問ですが、27年も28年もきっとそんなに違わない、大きくは変わらないのかなと思うのですが、要は27年の、今、私の手元に、これは議会の資料で出た部分なのですが、大きくいうと、個人の、個人的な要因、つまり自己責任ですね。1人1人の職員の課題というか、取り組みという側面と、でもう1つが組織的な側面、この2つが相まってこういうことを防いでいく、再発を防止するということにきつとなるのかなという気がするのですけれども。その点で、その個人の部分というのはそれは最終的には、今回の部分は個人の責任の部分と、副町長の、課長と副町長の、職員の直接の減給とそれから副町長。ごめんなさい。副町長か。と課長ですね。それは管理監督責任ということになると思うのですが。今回のこの担当職員の係長のこの事案について、やはり江差町としてどうくみ取るのか、そこをしっかりと私、再発防止計画のこれから色々強化する部分もあるのかもしれませんが、どういう風にその教訓をくみ取って、どうやっていくかというのは

本当に私、大事な問題だと思うのですよね。個人の部分で、場合によっては、不注意も含めて、やっぱりあるかもしれない。個人の、申し訳無いですけど、その個人の一定程度の責任の度合いもあるかもしれませんが、ちょっとした不注意ということもあるかもしれない。それをさっき言いました、もう1つ、組織としてそれを防いでいくというのは、組織のチェック体制、これが何回も担当課からも防止策として出ておりますが、そこをやっていくということについては、何かよくその文書で色々、27年の見ても、結局これが組織のチェック体制も今回はチェック出来なかったということもあります。ですから、なかなか個々の問題について、全課に全部押し並べて該当になるかっていうのは難しいのかもしれませんが、やはりその課としてのチェック体制を少しでも教訓をくみ取って対策をやっていくということやらなかったら、個人が見落とししたりということだってあり得るかもしれない。そこを何かこういう点でちょっと気をつけていかなきゃならないとあって、どういう風に今やろうとしているのか。

私は、非常に心配なのです。職員がどんどんどんどん減って、仕事は増えていますね。間違いなく。私自身の道職員の時の経験も含めて、それから議会に入った時の含めて、人口は減っているけれども、仕事はですね、極端なこと言ったら2倍位になっているじゃないですか。それで、そこを考えた場合に、どうしても全体の個々の職員の仕事量、責任の割合、業務量。そこを少しでも是正していくとすれば、その対策も含めてやっていかなかったら同じこと、また違った部署で同じことが起きるかもしれない。ですから、単純に個人の責任をきちっとか、その字面だけの組織体制、チェック体制だけではなかなか解決できないことだってあるかもしれない。そこも視野に入れてしっかりと取り組んでいくということが、必要だと思うのですが、その点について課長になるのか、町長・副町長になるのか、ちょっと答弁を頂きたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

はい。本当に改めてこの事案含めてご迷惑をかけました。今小野寺議員おっしゃる、意図するところも十分体得しながら答弁させて頂きますけれども、それぞれの課の中で、係の中で、全員協議会でも言ったかもしれませんが、全部業務が種類が違う訳ですから、すべてのチェックリストを作れっていう指示は出してごさいません。それはそれぞれの業務内容によって必要と思われるものは作らなきゃならない。じゃあこれを原点の担当係長なり、担当者であったり、それぞれの係ごと、この起きた担当課だけではごさいません。それぞれ担当、それぞれ担当をもっている。いわばこのシングルチェックというか、担当者としてチェックをしなきゃならないものは何かっていうことをまずやらせなきゃならないということが1つです。それから担当者がいわば不注意という言葉使いましたけれど、見落としもある場合もごさいます。でもこれを担当者だけに押しつける訳でなく、係内或いはその次の課の中でチェック体制が最後効くっていうところは課長の段階なのだろうと。これもあらゆるものを、全部リストを作りなさいっていう指示ではごさいません。その中で必要

なもの、ですから担当者、本当に見落としすることは、たくさんあると思うのです。これが、半年に1回なのか、四半期なのか、1年に1回なのか、やることでその見落としをまた防ぐことができると。これが今私共江差町役場のみならず、すべての企業も含めて必要なことだろうと。これが前から実はそれなりの心に訴える部分も含めて、やってきた訳でございますけれども、改めてこの辺については指示を、通達を出したと。こういうところでございます。

あと最後に、職員のたぶん数のことをお聞きしているのかなと思いますけれども、私共、私がこういうポジションになって色々起きている事案を見る限りでは、職員が不足して起きたという事案、まあ0ではございませんけれども、そういうことではなくてやはりそれを分かっている事案、こういう事案がほとんどでございますので、まずは、原点はそういったところのチェック機能で抑止力を働かせる。組織にしなきゃならないと。職員数の問題はその全体の業務量のことを考えて当然適正配置は考えていきたいと、このように思っております。以上でございます。

(議長)

いいですね。

はい、他に質疑希望なしと認め、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第2号、平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第3号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成30年度から委託する業務について、平成29年度中に契約する必要があることから債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から補足説明申し上げます。議案書の29頁、30頁をご覧ください。公共下水道事業特別会計の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

事業名は江差・上ノ国下水道管理センターほか管理委託でございます。期間につきましては平成29年度から32年度で、限度額につきましては7,839万1千円となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

いいですか。以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第4号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成30年度から委託する業務について、平成29年度中に契約する必要があることから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

こちらにつきましても同じく私の方からご説明申し上げます。議案書の33頁をお開きください。

水道事業会計の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。事業名につきましては、水道施設の水処理等維持管理業務部分委託でございます。期間につきましては、平成29年度から平成32年度で、限度額につきましては7,946万1千円となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第4号、平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、臨時議会を、本臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。
これで会議を閉じます。
平成30年第1回江差町議会臨時会を閉会致します。
大変皆さんご苦労さんでした。

閉 会 11:05